

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第9号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年岩手県規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定建築行為の取りやめの届出)</p> <p>第3条 法第2条第4号に規定する建築主（法第13条第1項に規定する国等の機関の長（以下「国等の機関の長」という。）を除く。以下「建築主」という。）又は国等の機関の長は、法第12条第6項又は第13条第7項に規定する適合判定通知書の交付を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る法第11条第1項に規定する特定建築行為を取りやめたときは、特定建築行為取りやめ届書（様式第2号）を局長に提出しなければならない。</p> <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請の取下げ)</p> <p>第13条 法第29条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ届書（様式第9号）を局長に提出しなければならない。</p> <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の不認定の通知)</p> <p>第14条 局長は、法第30条第1項又は第31条第1項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更不認定通知書を当該認定の申請をした者に交付するものとする。</p> <p>(エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の取りやめの届出)</p> <p>第15条 法第31条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第29条第1項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）を取りやめたときは、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等取りやめ届書（様式第10号）を局長に提出しなければならない。</p> <p>(エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況の報告)</p> <p>第16条 法第32条の規定に基づく報告は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等状況報告書（様式第11号）に</p>	<p>(特定建築行為の取りやめの届出)</p> <p>第3条 法第2条第1項第4号に規定する建築主（法第13条第1項に規定する国等の機関の長（以下「国等の機関の長」という。）を除く。以下「建築主」という。）又は国等の機関の長は、法第12条第6項又は第13条第7項に規定する適合判定通知書の交付を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る法第11条第1項に規定する特定建築行為を取りやめたときは、特定建築行為取りやめ届書（様式第2号）を局長に提出しなければならない。</p> <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請の取下げ)</p> <p>第13条 法第34条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ届書（様式第9号）を局長に提出しなければならない。</p> <p>(建築物エネルギー消費性能向上計画の不認定の通知)</p> <p>第14条 局長は、法第35条第1項又は第36条第1項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更不認定通知書を当該認定の申請をした者に交付するものとする。</p> <p>(エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の取りやめの届出)</p> <p>第15条 法第36条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第34条第1項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）を取りやめたときは、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等取りやめ届書（様式第10号）を局長に提出しなければならない。</p> <p>(エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況の報告)</p> <p>第16条 法第37条の規定に基づく報告は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等状況報告書（様式第11号）に</p>

より行わなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しの通知)

第18条 局長は、法第34条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）の認定を取り消したときは、別に定める様式による建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書を認定建築主に交付するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において必要と認める図書)

第20条 省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能向上計画について法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。

(1)・(2) [略]

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の取下げ)

第22条 法第36条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下げ届書（様式第15号）を局長に提出しなければならない。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請に関する不認定の通知)

第23条 局長は、法第36条第2項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による建築物のエネルギー消費性能に係る不認定通知書を当該認定の申請をした者に交付するものとする。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消しの通知)

第24条 局長は、法第37条の規定に基づき法第36条第2項の認定を取り消したときは、別に定める様式による建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書を当該認定の取消しを受けた者に交付するものとする。

(基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告)

第25条 法第38条第1項の規定に基づく報告は、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書（様式第16号）により行わなければならない。

附 則

1 [略]

2 第8条から第12条までの規定は、法附則第3条第1項の特

より行わなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しの通知)

第18条 局長は、法第39条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）の認定を取り消したときは、別に定める様式による建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書を認定建築主に交付するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において必要と認める図書)

第20条 省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能向上計画について法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。

(1)・(2) [略]

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の取下げ)

第22条 法第41条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下げ届書（様式第15号）を局長に提出しなければならない。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請に関する不認定の通知)

第23条 局長は、法第41条第2項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による建築物のエネルギー消費性能に係る不認定通知書を当該認定の申請をした者に交付するものとする。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消しの通知)

第24条 局長は、法第42条の規定に基づき法第41条第2項の認定を取り消したときは、別に定める様式による建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書を当該認定の取消しを受けた者に交付するものとする。

(基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項の報告)

第25条 法第43条第1項の規定に基づく報告は、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準適合事項報告書（様式第16号）により行わなければならない。

附 則

1 [略]

2 第8条から第12条までの規定は、法附則第3条第1項の特

定増改築（国等の機関の長以外の者が行うものにあつては、平成29年4月22日以後にその工事に着手するものに限る。以下「特定増改築」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条	[略]	
	第20条第2項	第7項
	[略]	
第9条	[略]	
	第20条第2項	第7項
	[略]	
[略]		
第11条	[略]	
	第21条第1項	附則第3条第9項
	[略]	
第12条	[略]	
	第12条第1項（省令第14条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）	附則第2条第1項又は第3項において読み替えて準用する省令第12条第1項
	[略]	
[略]		
様式第8号	[略]	
	第21条第1項	附則第3条第9項
	[略]	

様式第9号（第13条関係）

[略]

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出の有無

[略]

様式第10号（第15条関係）

[略]

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出の有無

[略]

様式第11号（第16条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第32条の規定に基づき報告の求めのあったエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギ

定増改築（国等の機関の長以外の者が行うものにあつては、平成29年4月22日以後にその工事に着手するものに限る。以下「特定増改築」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条	[略]	
	第20条第2項	第8項
	[略]	
第9条	[略]	
	第20条第2項	第8項
	[略]	
[略]		
第11条	[略]	
	第21条第1項	附則第3条第10項
	[略]	
第12条	[略]	
	第12条第1項（省令第14条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）	附則第2条第1項又は第4項において読み替えて準用する省令第12条第1項
	[略]	
[略]		
様式第8号	[略]	
	第21条第1項	附則第3条第10項
	[略]	

様式第9号（第13条関係）

[略]

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出の有無

[略]

様式第10号（第15条関係）

[略]

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出の有無

[略]

様式第11号（第16条関係）

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定に基づき報告の求めのあったエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギ

<p>一消費性能の向上に関する法律施行細則第16条の規定により、次のとおり報告します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第12号（第17条関係）</p> <p>[略]</p> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第30条第2項</u>の規定に基づく申出の有無</p> <p>[略]</p> <p>様式第16号（第25条関係）</p> <p>[略]</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第38条第1項</u>の規定に基づき報告の求めのあった基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第25条の規定により、次のとおり報告します。</p> <p>[略]</p>	<p>一消費性能の向上に関する法律施行細則第16条の規定により、次のとおり報告します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第12号（第17条関係）</p> <p>[略]</p> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第35条第2項</u>の規定に基づく申出の有無</p> <p>[略]</p> <p>様式第16号（第25条関係）</p> <p>[略]</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<u>第43条第1項</u>の規定に基づき報告の求めのあった基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第25条の規定により、次のとおり報告します。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。